

吸収分割に係る事後開示書面
(会社法第 791 条第 1 項及び会社法施行規則第 189 条に定める書面)

東京都千代田区神田司町二丁目 12 番地 1
アース製菓株式会社
代表取締役 川端 克宜



東京都港区新橋四丁目 11 番 1 号
アース・ペット株式会社
代表取締役 川端 克宜



アース製菓株式会社（以下「分割会社」といいます。）及びアース・ペット株式会社（以下「承継会社」といいます。）は、2020 年 8 月 19 日付け吸収分割契約に基づき、2020 年 10 月 1 日を効力発生日として、分割会社の徳島工場において行うアリ用毒餌剤及びペット用虫ケア用品の製造に関連する事業に関して有する権利義務を承継会社に承継させる吸収分割（以下「本件吸収分割」といいます。）を行いました。

本件吸収分割に関する事項は、下記のとおりです。

記

1. 効力発生日（会社法施行規則第 189 条第 1 号）

本件吸収分割は、2020 年 10 月 1 日に効力を生じました。

2. 分割会社における法定手続の経過（会社法施行規則第 189 条第 2 号）

(1) 差止請求（会社法第 784 条の 2）

分割会社に対し、本件吸収分割をやめることを請求する株主はいませんでした。

(2) 反対株主の株式買取請求（会社法第 785 条）

本件吸収分割は、会社法第 784 条第 2 項に規定する簡易分割に該当するため、会社法第 785 条の規定による手続を行っていません。

(3) 新株予約権買取請求権（会社法第 787 条）

本件吸収分割に際して会社法第 787 条第 1 項第 2 号の要件を満たす新株予約権はありませんので、会社法第 787 条の規定による手続は行っていません。

(4) 債権者の異議申述（会社法第 789 条）

分割会社は、会社法 789 条第 2 項及び第 3 項の規定により、2020 年 8 月 20 日付の官報及び同日掲載の電子公告において債権者に対し、本件吸収分割に対する異議申述の公告を行いました。異議申述期限までに債権者からの異議申し出はありませんでした。

3. 承継会社における法定手続の経過（会社法施行規則第 189 条第 3 号）

(1) 差止請求（会社法第 796 条の 2）

承継会社に対し、本件吸収分割をやめることを請求する株主はいませんでした。

(2) 反対株主の株式買取請求（会社法第 797 条）

本件吸収分割は、会社法第 796 条第 1 項に規定する略式分割に該当するため、会社法第 797 条の規定による手続を行っていません。

(3) 債権者の異議申述（会社法第 799 条）

承継会社は、会社法 799 条第 2 項及び第 3 項の規定により、2020 年 8 月 20 日付の官報及び同日付の日刊工業新聞において債権者に対し、本件吸収分割に対する異議申述の公告を行いました。異議申述期限までに債権者からの異議申し出はありませんでした。

4. 承継会社が分割会社から承継した重要な権利義務に関する事項（会社法施行規則第 189 条第 4 号）

承継会社は、分割会社から、分割会社の徳島工場において行うアリ用毒餌剤及びペット用虫ケア用品の製造に関連する事業に関して有する権利義務を承継しました。なお、本件吸収分割により承継会社が分割会社から承継した資産及び負債の額（概算値）は、次のとおりです。

資産：金 162 百万円

負債：金 0 円

5. 変更登記日（会社法施行規則第 189 条第 5 号）

2020 年 10 月 12 日

6. 吸収分割に関する重要な事項（会社法施行規則第 189 条第 6 号）

該当事項はありません。

以上